

第七十六回  
貴族議會院

# 帝都高速度交通營團法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案  
帝都高速度交通營團法案(政)

三

委員長 子爵秋元 春朝君  
副委員長 男爵久保田敬一君

○委員長(子爵秋元春朝君)	是ヨリ委員會	侯爵黒田 侯爵久我 伯爵柳澤 子爵安藤 八田 男爵近藤 男爵神山 田所 藤沼 次田大三郎君 古島 兒玉 大澤徳太郎君 二瓶泰次郎君	嘉瑞君 美治君 嘉明君 滋彌君 通陽君 信昭君 保承君
昭和十六年二月十三日(木曜日)午後一時	四十四分開會		
○國務大臣(小川郷太郎君)	帝都高速度交		
通營團法案ノ提出理由ニ付キマシテハ本會	議デ簡單ニ述べテ置キマシタガ、今モウ少		
シ詳シク御説明申上ゲマス、帝都ニ於ケル	ヲ開會致シマス、先ヅ鐵道大臣ヨリ本案ノ		
提案理由ニ付テノ御説明ヲ伺ヒマス			

交通量ハ近年益、激増シツ、アルニ拘ラズ交  
通機關、特ニ地下鐵道ガ不足シテ居リマシ  
テ、到底圓滑且迅速ナル運送ヲ爲スコトヲ  
得ナイ状態デアリマス、更ニ又地下鐵道ハ空  
襲下ニ於ケル唯一ノ交通機關トシテ、必要  
缺クベカラザル施設デアリマスカラ、帝都  
ニ於ケル地下鐵道ヲ整備擴充シマスクトハ、  
平戰兩時ノ交通上甚防空上焦眉ノ急務デア  
ルト信ズルノデアリマス、仍テ之ガ具體的  
方策ニ付、種々考究スルト共ニ、他方交通  
事業調整委員會ノ意見ヲモ徵シマシタ結果、  
地下鐵道ノ急速ナル整備擴充ヲ行フガ爲ニ、  
最モ適應スル有力ナル特殊ノ機關ヲ設立シ、  
之ニ現在ノ地下鐵道ノ全部ヲ買收セシムル  
ト同時ニ、毎年資材ト資金ノ計ス限り極力  
建設ヲ促進セシメ、且又政府ニ於テモ之ニ  
對シ強力ナル監督助成ヲ爲スコトガ肝要デ  
アルト考ヘマシテ茲ニ本法案ヲ提出シタ次  
第デアリマス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ  
申上げマスレバ、帝都高速度交通營團ハ、  
東京市及其ノ附近ニ於ケル地下高速度交通  
事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トシマシ  
テ、其ノ資本金ハ六千萬圓、内四千萬圓ハ  
政府ガ之ヲ出資スルコトナツテ居リマス、  
第一回ノ拂込金一千萬圓ハ昭和十六年度豫  
算ニ計上致シテ居リマス、殘リノ二千萬圓  
ハ東京市、關係電鐵業者等カラ出資ヲ求メ  
タイト存ジテ居リマス、而シテ出資ニ對ス  
ル利益配當ハ、勅令ニテ定ムル率ヲ超エナ  
イコトニ致シ、政府ノ出資ニ對シマシテハ  
配當ヲ減額シ、又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

ルコトニシテ居リマス、次ニ本營團ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限り、交通債券ヲ發行スルコトヲ得ルコトシマシテ、地下鐵道ノ建設、事業ノ讓受等ニ要スル資金ハ主トシテモ此ノ交通債券ニ依テ調達セシメタイト考ヘテ居ルノデアリマス、尙此ノ交通債券ハ稅ノ關係ニ於キマシテ地方債並ミノ取扱ヲ受ケルコトシマシタ、其ノ元利支拂ニ付テハ政府ハ之ヲ保證スルノミナラズ、交通債券ノ所有者ハ特別ノ場合ヲ除キ、他ノ債權者ニ先ダツタ自己ノ債券ノ辨濟ヲ受ケル權利ヲ有スルコトシテ致シテ居リマス、又本營團ハ現存ノ地下鐵道事業ノ讓受代價トシテ、政府ノ支拂保證アル交通債券ヲ交付スルコトヲ得ルコトシテ居リマス、次ニ本營團ノ役員ハ總裁、副總裁、理事及監事ヲ置クコトトシマシタ、其ノ他ニ評議員若干人ヲ置クコトニ致シテ居リマス、此ノ評議員ハ、業務經營ニ關スル重要事項ニ應ジテ意見ヲ述べ、又進ンデ意見ヲ述ベルコトガ出來ルヤウニナツテ居リマス、又本營團ニ對スル政府ノ監督助成ニ付キマシテハ、主務大臣ハ特ニ地下鐵道ノ建設又ハ改良ヲ命ジ得ルコトトシ、他方政府ハ地下鐵道ノ建設ノ促進ヲ圖ル爲ニ、補助金ノ交付其ノ他適當ナルシテハ初メテ出ル文字カト思ヒマス、モウ出テ居リマスガ、ソレトモ此ノ帝都高速度

交通營團法ト、此ノ二ツガ營團ト云フ文字ヲ扱ッテ居ル譯デアリマス、今申述ベマシタヤウナ風ニ法人デアルノデアリマスガ、今迄ノチヨット特殊會社トデモ謂フベキモノデアリマスガ、特殊會社ト云フト何カ商事會社、普通ノ營利會社ノヤウナ風ニモ考ヘラレマス、勿論運輸ヲ營ムト云フコトハ商法上ノ理窟カラ言ヒマスト云フト一ツノ商行爲ト云フコトニモナリマセウ、私法上ノ法理論カラ言ヘバ此ノ營團ト申シテ居リマスノハ一種ノ私法人トモ考ヘラレマスガ、實ハ營利法人トカ云フヤウナコトニ之ヲ言マス、私法上ノ法人ノ區別論カラ言ヘバ或ハヒマスト云フト、此ノ企畫シテ居ル事業方ラ言ヒマスト云フトピッタリ來ナインオデアリマス、私法上ノ法人トカ云フヤウナコトニ之ヲ言マス、私法上ノ法人ノ區別論カラ言ヘバ或ハ中間法人ト言ッテ宜イノデアリマスカ、是ハマア特殊法人、民法ノ三十三條デアリマシタカ、特別ノ法律ニ定ムル所ノ法人デアリマス、法人トア、言フベキデアリマスケレドモ、特殊法人ト言ッテモナンデアリマスノデ、マア營團ト云フ文字ヲ實ハ使ツタノデアリマシテ、ソレハ特殊會社ミタヤウニ唯營業ヲヤツテ居ルト云フノデナクシテ、其處ニツノ非常ナ公益ノ仕事ガ多分ニ盛ラレテ居ルト云フコトデアリマシテ、丁度庶民ントカ大變違ツタ性質ヲ持ツテ居ルノデアリマス、デ此ノ帝都高速度交通營團ト云フモノハ今申述べマシタヤウニ今日迄ノ地下鐵道トカ、或ハ高速度鐵道ヲ買上ゲマシテ、

昭和十六年二月十三日(木曜日)午後一時  
四十四分開會  
○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ委員會  
ヲ開會致シマス、先づ鐵道大臣ヨリ本案ノ  
提案理由ニ付テノ御説明ヲ伺ヒマス  
○國務大臣(小川郷太郎君) 帝都高速度交  
通營團法案ノ提出理由ニ付キマシテハ本會  
議デ簡単ニ述べテ置キマシタガ、今モウ少  
シ詳シク御説明申上ゲマス、帝都ニ於ケル

政府ガ之ヲ出資スルコトトナツテ居リマス、第一回ノ拂込金一千萬圓ハ昭和十六年度豫算ニ計上致シテ居リマス、殘リノ一千萬圓ハ東京市、關係電鐵業者等カラ出資ヲ求メタイト存ジテ居リマス、而シテ出資ニ對スル利益配當ハ、勅令ニテ定ムル率ヲ超エナイコトニ致シ、政府ノ出資ニ對シマシテハ配當ヲ減額シ、又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

トトシ、他方政府ハ地下鐵道ノ建設ノ促進ヲ圖ル爲ニ、補助金ノ交付其ノ他適當ナル助成方策ヲ採ルコト致シタノデアリマス、最後ニ一言申述べテ置キタインハ、營團ト云フ名デアリマス、此ノ文字ハ法律ト致シマシテハ初メテ出ル文字カト思ヒマス、モウ一ツノ住宅營團法案ト云フモノガ本議會ニ提出居リマスガ、ソレトモ此ノ帝都高度度

ニ一ツノ非常ナ公益ノ仕事ガ多分ニ盛ラレ  
テ居ルト云フコトデアリマシテ、丁度庶民  
金庫ナドモ一方カラ言ヘバ營利ト云フコト  
モ言ハレマセウガ、普通ノ營利法人トカナ  
ントカ大變違ツタ性質ヲ持ツテ居ルノデアリ  
マス、デ此ノ帝都高速度交通營團ト云フモ  
ノハ今申述べマシタヤウニ今日迄ノ地下鐵  
道トカ、或ハ高速度鐵道ヲ買上ゲマシテ、

其ノ運輸ノ仕事ヲヤツテ行キマスノデアリ  
道ガ實ハ十四「キロ」シカゴザイマセヌガ、サ  
ウ云フヤウナコトデハ空襲下ニ於テノ唯一  
ノ交通機關ト致シマシテハ不十分デアリマ  
スシ、今日ノ東京市ノ交通ガ行詰ッテ居ル、  
之ヲ打開シテ行キマスノニ於キマシテモ不  
十分デアリマスノデ、地下鐵道ノ建設ト云  
フコトニ非常ナ力ヲ入レテ行クノデアリマ  
シテ、之ヲ普通ノ會社ニ任シテ置キマシテ  
モ出來ナイノデアリマスカラ、國家方自分  
カラ進ンデ此ノ營團ニ非常ナ資本ヲ出シテ、  
或ハ交通債券ガウマク應募者ガナケレバ、  
自ラ之ニ應ジテ行クト云フ、大變ナ覺悟ヲ  
持ッテ此ノ營團ノ事業ヲ進ヌル、殊ニ建設事  
業ヲ進ヌル、利益ト云フヤウナ觀念ガ非常  
ニ薄イ、公益ト云フ觀念ガ非常ニ強イ、マ  
アサウ云フ法人デアリマスカラ、今迄ノヤ  
ウナ普通ノ法人ト云フ、所謂特殊會社ト云  
フヤウナ言ヒ表ハシデハビックリ其ノ性質  
ヲ表ハスコトガ出來マセヌノデ、ソコデ營  
團ト云フ新シイ言葉ヲ思ヒ付クニ至ッタノ  
デアリマス、政府ノ企圖シテ居リマス所ガ  
此ノ公益事業ヲ多分ニ盛ツテ地下鐵道ノ建  
設ヲ急ニヤリ遂グヨウト、斯ウ云フ考へ方  
ヲ以テ斯ウ云フ新シイ名ヲ用ヒマシタヤウ  
ナ次第デアリマス、チヨット、何レ御質問ガ  
澤山アラウト思ヒマスカラ、此ノ問題ダケ  
ヲ先ニ御説明申上げテ置キマス、宜シク御  
審議ノ上速カニ御協賛賜ランコトヲ御願ヒ  
致シマス

○男爵久保田敬一君 今日ハ材料等ノ要要求  
ヲ致シマシテ、ソレヲ能ク仔細ニ研究シタ  
上デ質疑ナスッタ方ガ宜クハナイカト私ハ  
思ヒマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 久保田男爵ノ  
御申出ニ御異議ゴザイマセヌカ

餘程擴大シナケレバナラヌ、又今日ノ空襲ト思フノデアリマスガ、サウ云フコトハ完全ニハ出來テ居リマスマイケレドモ、現在モノヲ捨ヘテ行クカ、尤モ是ハ六億デモ、六億以上デモ必要ナモノハ出サナケレバナラヌ、是ハ唯交通ノ費用ダケヂヤナクテ、國防費ニナツテ來ル譯デアリマスカラ、其ノ邊ノ何カ御調ニナツタ、材料ガアレバデスナ頂戴致シタイ、斯ウ考ヘマスカラ、折角擴充シ促進スル場合デアリマスカラ、是非其ノ目的ヲ、是ハ今日想像出來ルダケノ完全ナモノニスルコトニ努メナケレバナラヌト思フノデアリマス、何カ材料ガゴザイマシタラバ、頂戴致シタイト思ヒマス  
○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ材料ノ御請求ノ方ハゴザイマセヌカ  
○男爵久保田敬一君 只今東京市ニアリマス地下鐵道及高速度鐵道ノ建設費ガ御分ニナツタナラバ、成ルベクソレノ詳細ナル建設費ヲ表ニシテ出シテ戴キタイト思ヒマス……チヨット議事進行ニ付イテ……  
○委員長(子爵秋元春朝君) ドウゾ……  
○男爵久保田敬一君 只今戴キマシタ圖面及書類ニ祕ノ字ガ打ッテアリマスガ、是ハ鐵道省デ祕ト打ッテアルノヲ其ノ儘此處ニ御出しシニナツタノデアリマスカ、又現在ノ法規ニ依ル所ノ祕デアリマスカ、此ノ圖面ニハ赤デ祕ト打ッテアル、ソレカラ此ノ書類ノ方ノ中ニハ省外極祕トアリマスガ、省外極祕ト云フノハ、鐵道省デ省外極祕トシテ用ヒテ居ルモノヲ其ノ儘此處ニ御用ヒニナツタ赤デ祕ト打ッテアル、ソレカラ此ノ書類ノ方モノデアリマスカ、此ノ祕扱ヒト云フノハ

○政府委員(大山秀雄君) 御手許ニ配リマシタ  
シタ交通調整參考資料ト申シマスモノノ由  
ノ二頁目ニアリマス省線關係ノ數字ガ、是  
ガ祕扱ヒニナツテ居ルノデアリマスガ、其  
ノ貢ニ又特ニ省外極祕ト書イテアリマスガ、  
是ハ省内デ文書ノ祕扱ヒノ規定ヲ作ッテ居  
リマスノニ該當致シテ居ルノデアリマスガ、  
其ノ基ク所ハ自然又一般ノ法規ニ基イテ省  
内デ規則ヲ作ッテ居リマス、ソレニ該當致シ  
テ居ル譯デアリマス、其ノ外ハ大シテ祕扱  
ヒノモノハナイト考ヘテ居リマス、地圖ノ  
方ニ祕トアリマスノハ、路線ノ關係モアル  
ノデゴザイマセウガ、是ハ餘リ外部ニドン  
ドン出サナイト云フ程度ノ祕グト御承知ヲ  
願ヒタイノデアリマス

○男爵久保田敬一君 此ノ祕扱ヒナルモノ  
ハ、只今非常ニ嚴重ナ法規ガアリマシテ、  
祕デアルカ祕デナイカト云フコトヲ明カニ  
シナケレバナラヌト思フノデス、省外極祕  
ト云フヤウナモノヲ省外ヘ持ッテ來ルナ  
ント云フコトハ、ドウモ譯ノ分ラナイ話デア  
リマシテ、我々モ此ノ取扱ヒ上非常ニ困ル  
ノデアリマス、能ク御調ニナツテ此ノ次迄  
デ宜シイデスカラ、ドレガ祕デアツテ、ドレ  
ガ祕デナイト云フコトヲ……成ルベク外ヘ  
出サナイト云フヤウナ、サウ云フ曖昧ナコ  
トデナシニ、是ガ祕デアル、祕デナイト云  
フコトヲ明カニシテ戴キタイト思ヒマス  
○政府委員(大山秀雄君) 早速御話ノヤウ  
ニハツキリ致シタイト思ヒマス

○八田嘉明君 今委員長カラ御話ノ審議ノ  
方法ハドウナリマンタカ、逐條ニ依ルカ、  
或ハ一般的ニスルカト云フ點ハドウナリマ  
シタイ

シタカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 今久保田男爵  
ノ仰シヤツタヤウニ今日ハ此ノ程度デ止メ  
マシテ、私ノ考ト致シマシテハ、先ヅ一般  
的質疑ヲ先ニ致シマシテ、ソレカラ法文ノ  
逐條審議ニ移ラウト思ツテ居リマス、併シ左  
様區別致シタイト思ツテ居リマシテモ、御質  
疑ノ内容ニ依リマシテハ、逐條審議ノ時ニ  
モ尙一般問題ニ戻リマセウシ、又一般問題  
デモ逐條審議ニ瓦ルト云フ部分モアリマセ  
ウカラ、是ハ其ノ時ノ場合デ、大體サウ御  
決メ願ツテ置キマシテ、御質疑ノ要點ニ依リ

マシテハ兩方ニ跨リマシテモ差支ナイト思  
ヒマス、尙今久保田男爵ノ問題デアリマス  
ガ、此ノ祕扱ヒノ問題デ質疑應答ナサレル  
ニ付テハ、知ラズ識ラズ數字等ニ瓦ツテノ御  
議論モ出マセウト思ヒマス、是ハ御許ヲ得  
テ置キマシテ、若シ祕ノモノガ速記錄ニ出  
テ居ルトイケマセヌカラ、適宜削除致スコ  
トニ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス  
○八田嘉明君 私ハ委員長ノ御考ヘ結構ダ  
ト思ヒマス、此ノ審議ノ方法ハ……

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發言ア  
リマセヌカ、別ニ御發言ガナイト認メマシ  
テ本日ハ是デ散會致シマス、次會ノ開會ハ  
追ツテ御通知ヲ申上げマス

午後二時六分散會

出席者左ノ如シ

委員長	子爵秋元 春朝君
副委員長	男爵久保田敬一君
委員	伯爵柳澤 保承君
子爵安藤	信昭君
公爵一條	實孝君
侯爵黒田	長禮君

政府委員

鐵道大臣 小川郷太郎君

國務大臣

内務省土木局長 成田 一郎君

内務省計畫局長 藤岡 長敏君

鐵道省監督局長 鈴木 清秀君

鐵道省運輸局長 大山 秀雄君

鐵道省建設局長 長崎惣之助君

鐵道省經理局長 倉田 玄二君

平山 孝君

子爵三島 八田 通陽君

男爵近藤 嘉明君

男爵神山 滋彌君

田所 嘉瑞君

藤沼 美治君

次田大三郎君 庄平君

古島 一雄君

兒玉 謙次君

大澤徳太郎君 二瓶泰次郎君

昭和十六年一月十四日印刷

昭和十六年一月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局